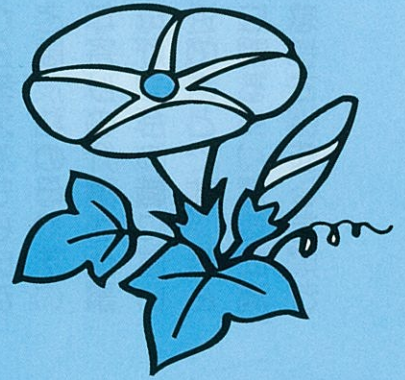


栃木市
大平隣保館

人権教育啓発情報誌

No. **119** 号

こがま



なやんだら
こがまの
みんがら



人権作文

「笑顔をあなたへ」

大平中学校 三年

落合 菜月
おちあい なつき



「人はみな平等だ。障がいなど何の壁にもならない。」

この言葉は、私が最近考えたことです。一人で考えたことではありません。身近な人から教えてもらいました。身近な人とは、私の母です。私の母は、お年寄りの介護を仕事としています。母が、今の職に就いたのは、ごく最近のことです。そんな母は、日に日に明るく、活気に満ちていると私は感じていました。ど

うしてそんなにも元気なのだろう。疲れてはいないのかなど、母の様子を心配することも何度かありました。

ある日、TVで「手が使えないという障がいを持った方が、口を使って画家をしている。」その生きがい

が描かれた番組を見ました。そして、こんな言葉を口にしました。「障がいがある人って、可哀想だよ。だって生活にも支障が出てくるし。」

すると母は、「たとえ障がいがあったって、みんな平等なんだよ。一生懸命生きているんだよ。あなたが相手の立場だったら、そんなこと言われたらすごく傷つくでしょう。」と言いました。その時、はっと気付きました。「一生懸命生きている。」

母のその一言が、心に染み入りました。たとえ体が不自由でも、大きな夢をもち、明るく生きているその姿は、私を勇気づけました。そして、母の元気の源は、仕事先で接するお年寄りの方々の一生懸命生きる姿を目にしているからだということに気付く

ことができました。もしかしたら、母が元気な姿をお年寄りの方々が見て笑顔になれているのだとも思いますが、「人が人を勇気づけることは、どんなことよりも美しく素晴らしいことである。」このことに気付かされました。

母の言葉から私は、「人は、支え合って生きている。一人で生きていくわけではない。」ということ学びました。

街で困っている方を見つけた時も、「可哀想」と思ってしまった私は、自分が恥ずかしいと思いました。情けないと思いました。そんな自分を反省しました。

これからは、お年寄りや体の不自由な方など壁をつくらずに接していきたいと思えます。これまでの私は、困っている人を見かけたら、人目を気にしていたりして声をかけられずにいました。ですが、これからは勇気を持って声をかけられるような人になりたいと強く思っています。

そして、どんな時も明るく笑顔でいることだけは忘れずにいたいのです。私は、周りの人を励まし、たくさん笑顔が生れるような私でありたいです。母のように、私も、私の元気な姿と笑顔で人を勇気づけられるのなら、たくさんの人を元気にしたいと思っています。世界中のどんな人たちも、みんな平等で、笑顔あふれる日々を過ごせるように心から願っています。

「人権といじめについて」

大平南中学校 三年

坂本 茉由



「人権とはいったい何だろうか」と私は考えることがあります。最近、

人権週間で人権に関するビデオや授業で考えることがありました。実際に今の日本の学校などでいじめがないとは思えません。面白がつてやっている人、言いたくても言えない人、それを見ている人、いろいろな人がいるからいじめはおきます。

私は今まで学校生活を送ってきて、いじめを見たことがあります。言うならば傍観者であつたと思います。そのころは自分が人の輪の中に入ることが苦手で、自分がいじめられてしまうのが嫌だつたらそれに関わりななければいい、関わりなければ自分には関係のないことだと思つていました。すでに解決したことですが、当時の自分は最低の人間であつたと後悔しています。現実から逃げ、自分を守ることができても、いじめを受けている人やその加害者を誰一人として助けることができませんでした。また、いじめがさらに続いてしまえばいじめの内容もひどくなっていき、自殺をしてしまう人が出てき

てしまいます。そのようなことがあっていいと思いますか。私は絶対にみんなが苦しむようなことがあってはいけないし、以前の自分には戻りたくありません。いじめをなくすにはいったい自分には何ができるのだろうか。人それぞれだとは思いますが、人を思いやること、みんなを好きになることだと私は思います。誰でも好きになることは難しいけれど、「この人のこころがすごく良いと思う」などと、人の良いところを見つけてはできます。そのような小さなことでも一つ一つ意識してみれば、いじめは少なくなると思います。

人権とはすべての人が持っている権利のことです。見た目は違つてもしれないけれど、みんな同じ人間です。私は、人は人であり、それぞれの個性があり、それを認め合つてこそ人権ではないかと思ひます。私は前にうさぎはさみしいと死んでしまつと聞いたことがあります。人間だつてさみしかったりすると自殺を

人権の花運動

人権の花運動とは、
栃木・真岡人権啓発活動

地域ネットワーク協議会による運動
で、児童が協力しあつて花を栽培し、
鑑賞することを通して、情操をより
豊かにし、人権に対する理解を深め
ることを目的としています。

今年度は、栃木市内7校の小学校



してしまう。それと同じようなもの
だと思えます。人間もきちんと心が
あります。だからこそ人は「協力し
あつて生きていかなければならない」
ということがよくわかりました。そ
して、私は人権とはすなわち愛だ
とも思います。
これからは人のことをきちんと考
え、人権を大切にして生活していこ
うと考えています。



参加児童と人権擁護委員

で人権の花運動が行われ、そのうち
大平地域では、大平南小学校におい
て「人権の花」が贈呈されました。
6月12日（火）に行われた贈呈式で
は、人権擁護委員4名により、マリ
ーゴールドやブルーサルビアの苗が
小学生に手渡されました。
この運動をきっかけに、一人でも
多くの児童が自分の中にある優しい
心、相手を思いやる心に気付き、そ
の心が大切に育まれるよう願ってい
ます。

【催し物案内】

りんぽかんで夏休みに
次のような事業を計画しています。
みなさんの参加をお待ちしています。



大平隣保館からのお知らせ

夏休み親子体験教室

◎エコクラフト体験

◇日 時 8月3日（金）

午前9時30分～



児童に花を手渡し

◇場 所 大平隣保館

多目的ホール

紙製のヒモを編み込んだ、軽くて丈夫なカゴ（バッグ）作りを親子で体験しましょう。お孫さんとの参加も歓迎します。

申込受付 7月23日（月）～
参加費用 材料費300円
募集人員 10組



カラフルな
エコクラフト製のカゴ

※用意するもの

ハサミ・木工用ボンド
洗濯バサミ（30個）
定規（30cm程度）

夏休み子どももお楽しみな劇場

暑い夏を涼しく感じよう！

◎シャボン玉の実演・体験と

映画「ATOM」を上映

◇日 時 8月7日（火）

午後1時30分～

◇場 所 大平隣保館

多目的ホール

◇参加費 無料

※事前の申込みは不要です。

◇内 容

① 講師を招いて、シャボン玉の幻想的な実演と参加者による楽しいシャボン玉の体験ができます。夏休みの思い出づくりにみんなで参加してみよう。



「ATOM」より

② 映画「ATOM」上映

1952年原作の「鉄腕アトム」がハリウッドのCGアニメとなって新たに生まれ変わりました。

空中都市メトロシティで暮らしていたトビーは、実験中の事故で帰らぬ人となった。テンマ博士は息子トビーをロボットとしてよみがえらせたが、どこか本物とは違うことから、彼を拒絶してしまう。

地上にやってきたトビーは、旧型ロボットや人間たちと触れ合ううちに、ここでアトムとして新しく生まれ変わることになる。

【隣保館主催講座】

◎「健康運動教室」受講生募集

心身のリフレッシュや健康の維持・回復のための養生気功による健康運動教室を開催しますので、皆さんの参加をお待ちしています。

◇日 時 (全8回・火曜日)

9月4日・11日・18日

10月2日・16日・30日

11月6日・13日

午前9時30分～午前11時30分

◇場 所 大平隣保館

多目的ホール

◇講 師

小澤 洋子 氏
おざわ ようこ

◇募集人員 30名

◇参加費用 無料

◇申込受付 8月20日(月)～

※用意するもの

運動できる服装・タオル・
飲み物・運動用マット



身体の動作と呼吸の調和が大切

養生気功とは：

中国四千年の伝統を今に伝える気功です。呼吸で身体の陰陽のバランスを整えることにより内臓や心の平安、平常、均衡を保つことが可能です。メタボリック症候群の予防にも役立ちます。

◎「日本語講座」・「外国人生活相談」を開催しています

日本に来たものの、言葉が通じないために、行政サービスの手続きが

わからず困ったり、悩んでいる外国人の方が身近にいませんか。

大平隣保館では「日本語講座」及び「外国人生活相談」を開催しています。

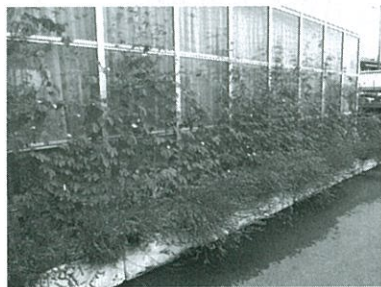
「日本語講座」は毎月第1・2・3土曜日 午後8時～午後10時までの2時間。

また、「外国人生活相談」は第3土曜日の「日本語講座」と併設して行っています。興味のある方は一度ご連絡ください。

【大平隣保館の機構】

栃木市の機構改革により、今年4月から大平隣保館の機構が変わりました。主な変更内容は、大平隣保館に配属される職員が本庁の総合政策部人権推進課職員になったことと、大平集会所を担当する職員が、大平





順調に育っている
ゴーヤのカーテン

大平隣保館では、夏季期間中（7月～9月）の電力量を15%削減することを目標に、グリーンカーテンを設置し、エアコンの設定温度を上げたりするなど対策を講じています。利用する皆さんにとってご不便をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

節電にご協力ください

隣保館から大平公民館の一階事務室に配置されることになったことです。ただし、大平隣保館では、今迄どおり大平集会所の利用申請等を受けられますので、ご利用ください。

『大平集会所合同学習発表会』

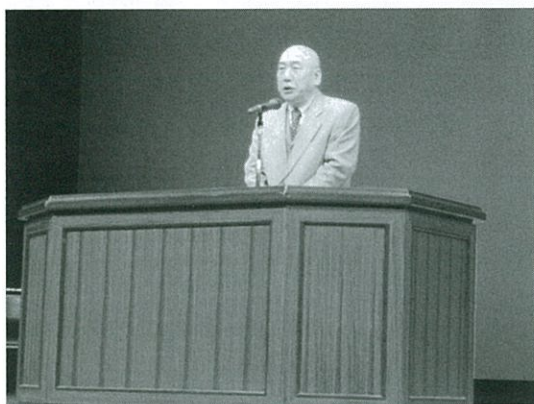
日頃の練習の成果を発表しました

平成24年3月4日（日）

大平文化会館

”出あい、ふれあい、学びあい“をテーマに、ダンス・カラオケ・民謡・民舞・よさこい等の実技発表会を開催しました。

大平地区内5箇所の集会所では学習や交流活動を通して人権問題に対する理解と認識を深めています。



【本橋集会所運営委員長による
開催挨拶】



【民舞教室に華麗な舞】



【民謡教室による発表】

「りんぽかんまつり」を開催しました

- 日 時 平成24年3月11日（日）午前9時30分～午後3時
- 実技発表 ◎手話サークル ◎フォークダンス ◎フラダンス
◎ミュージックベル ◎社交ダンス ◎よさこい踊り
- 展示・体験等 ◎お茶会 ◎ちぎり絵 ◎書道 ◎七宝焼き ◎編み物
◎廃品物利用 ◎里親の会 等…
- 模 擬 店 ◎おしるこ無料配布 ◎おもち ◎わたあめ ◎ポン菓子
◎アメリカンドッグ ◎イモフライ ◎天ぷらそば、うどん
◎子どもゲーム 等…
- 震災追悼式 ◎参加者全員による黙とう



手話サークルによる実技披露



地元自治会による息のあった餅つき



消防車に乗って
記念撮影

大平隣保館では、東日本大震災から一年後の3月11日（日）に、大平町新第3・4自治会と部落解放同盟栃木市協議会の協賛で「りんぽかんまつり」を開催しました。当日は、天候にも恵まれ、朝早くから多くの来場者で賑わいました。また、新自治会による餅つきが行われ、出来たてのお餅を販売した売上金やゲームコーナーの売上の一部が被災地への義援金として寄付されたほか、協賛団体や来場者の皆さんからの義援金は七万一千九百五十八円にのぼり、栃木市社会福祉協議会を通して寄付させていただきました。ご協力ありがとうございました。



「新生栃木市協議会3年目を迎えて」

部落解放同盟栃木市協議会議長

川田 薫

すべての差別解消と人権確立を目指して、栃木市（旧大平町）で産声を上げた解放運動は今年で40年、新生栃木市協議会は発足3年目を迎えました。

私たちは、市民啓発の取り組みとして、毎年夏に「人権セミナー」を開催しています。2010年は鳥越俊太郎氏、2011年は東ちづる氏を招き、それぞれ約600人の市民参加がありました。参加者からは「人権は大切なこと」、「これからも続けてほしい」などの感想が寄せられ、今年も来る8月10日にダニエル・カール氏を講師に招いて開催す

る予定です。

昨年、東日本大震災が発生したのは「りんぱかんまつり」の2日前のことでした。私たち実行委員は関係者と協議し、開催を中止するという事も検討しましたが、敢えて、「まつり」という名称を「発表会」に変更して開催しました。被災地の復興を願い、今、私たちが出来ることは何かを考えた結果、義援金箱を会場に設置するとともに、出店した模擬店には売り上げの一部を義援金として寄付してもらいました。

また、その年の10月には市協独自の取り組みとして、気仙沼市の仮設住宅41戸に手作りの縁台を設置しました。その際に、仮設住宅での不便な生活のなか「少しでもおいしい食事を」と、市協の会員が自発的に、採れたての新米を各戸へ配付するなど、大変喜ばれました。

ところで、私たちの知らないところで住民票や戸籍謄本などの個人情報、第三者の手にわたり、身元調

査などに悪用された事件を知っていますか。実際に法律事務所が関わった戸籍謄本等不正取得事件が、明らかになっていきます。栃木市では、今年6月1日から「登録型本人通知制度」（第三者が取得すると登録した本人に通知する制度）が開始されました。みなさんも「自分の情報をしっかり管理する」ためにも、この機会に登録されることをお勧めします。

また、インターネット上では、様々な差別が多く発生しています。不当な差別、偏見をある行為です。匿名で自由に書き込め、誰でも閲覧が可能なネット上で展開される差別行為は、新たな形態の差別であり、極めて深刻な問題です。

差別が解消され、一人ひとりの人権が保障される社会を目指して、これから皆さんとともに運動を推進していきたいと考えています。皆さんのご協力をお願いします。



【隣保館相談事業】（無料）

大平隣保館では、生活・人権・年金・法律など、様々な相談に対応しています。また、どこに相談したらよいのか分からない場合でも、お気軽にご相談ください。隣保館で対応するほか、適切な機関をご紹介します。

法律相談

2か月に1回、日常生活の中で法律全般に関する困りごとを、弁護士の方が対応します。

今後の相談日は次のとおりです。相談は予約制ですので、希望される方は、事前に隣保館まで連絡をお願いします。

◎相談日 9月20日（木）

11月15日（木）

◎相談時間 午前10時～正午まで

年金相談

年金についての相談を希望される方は、次の予定日にご来館ください。

◎相談日 7月28日（土）

8月25日（土）

9月29日（土）

10月27日（土）

11月24日（土）

◎相談時間 午前10時～正午まで

外国人相談

日常生活の中で、言葉が通じない為に、困っている外国人の方が対象です。次の予定日にご来館ください。

◎相談日 7月21日（土）

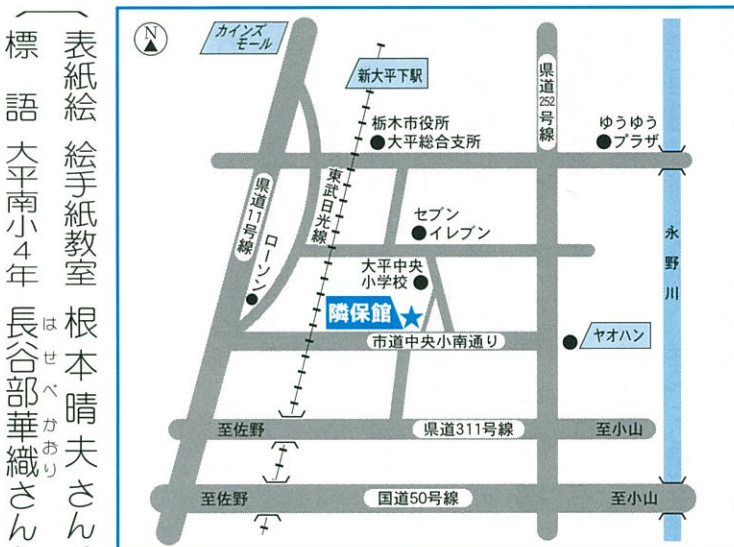
8月18日（土）

9月15日（土）

10月20日（土）

11月17日（土）

◎相談時間 午後8時～10時まで



表紙絵 絵手紙教室 根本晴夫さん
言語 大平南小4年 長谷部華織さん

生活相談や
困りごとは
大平隣保館へ

電話でのご相談はフリーダイヤルで

よろしくなやみなし
0120-46-7830

(平日午前8:30から
午後5:00まで)